

新しい「集団資源回収」について、皆さんからの質問にお答えします

市民の皆さんからの質問

- Q1 町内会に入っていないのですが、回収は行ってくれますか？  
 A1 「集団資源回収」は市民協力団体が自主的に行う取組です。詳しくは回収を行う町内会や自治会などの団体にお問い合わせください。
- Q2 アパートの2階に住んでいます。「戸別回収」では玄関先に出して良いのですか？  
 A2 集合住宅では、基本的には1階の敷地内にまとめて出してください。(集積場所については、登録回収事業者とご相談ください)

市民協力団体の方からの質問

- Q3 回収するものが変わるのですか？  
 A3 回収するものは団体と登録回収事業者の協議で決まります。(奨励金の対象となるものは広報ちとせ7月号をご覧ください)
- Q4 個人で参加したいのですが、登録はできますか？  
 A4 個人での登録はできません。登録できるのは、町内会・自治会・老人クラブなど営利を目的としない市民団体です。
- Q5 資源庫回収と戸別回収を併用することはできますか？  
 A5 登録回収事業者との調整により可能です。
- Q6 資源物の回収量にあわせた奨励金はどのように交付されるのですか？  
 A6 奨励金は7、10、1、4月の年4回交付します。交付を受けるには、財団への実績報告と交付申請が必要です。交付を受ける月の20日までに書類を提出してください。(奨励金に関わる書類などは5年間保存してください)

市民の皆さんへのお願い

10月以降、財団が作成していた「資源回収カレンダー」と、市が発行する「市民カレンダー」に集団資源回収日の記載はなくなります。  
 回収方法や日程などは、地域の市民協力団体に確認してください。

5

地域の方などへ周知をします

契約により決定した回収方法や日程を、回収に参加する方(町内会の会員など、団体の構成員)に、説明会や回覧板などでお知らせしましょう。

奨励金の交付を受けるため、「ちとせ環境と緑の財団」に「登録申請書」を提出し、参加登録をしましょう。  
 ※新たに参加しようとする団体に加え、これまでの「集団資源回収」に参加している団体にも必要な手続きです。

10

月からの新しい「集団資源回収」の仕組みへの移行まで、残り2か月を切りました。登録回収事業者との契約が遅くなると、希望する日程で回収ができない可能性があります。手続きは早めにお願ひします。

資源を大切にす循環型社会づくりを進めるため、より多くの皆さんの参加・協力をお願ひします。



2年前から「戸別回収」に取り組む  
 信濃2丁目町内会  
 会長 井上 英幸 さん

以前は町内にいくつかの回収拠点を決めて資源物を集めていましたが、町内会の会員も高齢の方が多くなり「冬場に行う拠点の除雪や資源物の積み込みは大変」という声があがっていました。そのため、町内会で話し合い、独自に回収事業者と直接契約して「戸別回収」に変えました。現在は毎月1回決められた日に、各家庭の玄関先へ出された資源物を事業者が回収しています。家の目の前に出すので、皆さんきちんと分別をされています。結果として資源回収への意識が高まるきっかけになり、資源物の回収量も少しずつ増えています。また、資源物が回収日に出されていることは、ひとり暮らしの高齢の方などが元気であることの確認にもつながります。今後は回収の日程を増やしたいと考えています。町内会の希望にあわせて、回収事業者と直接交渉ができることは新しい仕組みの大きな利点です。これからも活発に意見を交換して、より良い方法に変えていきたいと思います。

市民協力団体の取組例を紹介します

お問い合わせ

廃棄物対策課  
 資源循環推進係  
 ☎(23) 2 1 1 0

登録などの手続きは  
 ちとせ環境と緑の財団  
 資源振興係  
 (本町3丁目)  
 ☎(26) 1 2 1 3